

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

規 則

- 規則第13号 宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則
……………（人事課）…2
- 規則第14号 行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則
……………（人事課）…3
- 規則第15号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正する規則
……………（人事課）…4
- 規則第16号 宇治市福祉に関する事務所の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
……………（生活支援課）…4

告 示

- 告示第34号 宇治市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱
……………（交通政策課）…4
- 告示第35号 宇治市口座振替納付手続及び収納事務取扱要領の一部を改正する要領
……………（納税課）…5
- 告示第36号 行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示
……………（人事課）…5
- 告示第37号 中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱
……………（産業振興課）…6
- 告示第38号 中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱
……………（産業振興課）…6
- 告示第51号 放置自動車等の廃物認定……………（建設総務課）…6
- 告示第57号 近鉄伊勢田駅前自転車等駐車場の使用料の収納事務の委託
……………（交通政策課）…6

訓 令 甲

- 訓令甲第2号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令
……………（人事課）…6

公 告

- 公告第12号 横島関連面整備（三十五その3）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…10
- 公告第13号 塔ノ川下居線道路維持修繕工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…12
- 公告第14号 宇治浄水場場内配管ほか更新工事（その4）に係

- る条件付一般競争入札……………（契約課）…14
- 公告第15号 横島吹前市営住宅5・6号棟外壁等改修工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…16
- 公告第16号 雨水貯留施設（西川原児童公園）整備工事に係る一般競争入札……………（契約課）…18
- 公告第17号 宇治浄水場電気設備更新工事（その3）に係る一般競争入札……………（契約課）…21
- 公告第18号 農用地利用集積計画……………（農林茶業課）…23
- 公告第21号 予防接種の実施……………（健康づくり推進課）…23

教 育 委 員 会

- 告示第7号 教育委員会の招集……………28

農 業 委 員 会

- 公告第4号 農業委員会定例総会の招集……………28

規 則

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第13号

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市事務分掌規則（昭和58年宇治市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、健康長寿部健康生きがい課」を「、健康長寿部長寿生きがい課」に改める。

第4条第3項中「及び理事」を「、理事及び技監」に改める。

第5条第3項及び第5項中「、理事」を「、理事、技監」に改める。

別表第1中「

I T 推進係

」を「

企画調整係

」に、「

I T 推進係	企画調整係
	システム運用係

自立支援係」を「福祉サービス係」に、

「

健康生きがい課	健康づくり係	生きがい振興係
	地域包括ケア・介護予防推進係	

」を

	健康生きがい課	健康づくり係	生きがい振興係
		地域包括ケア・介護予防推進係	

「

長寿生きがい課	生きがい振興係	地域包括ケア推進係
健康づくり推進課	地域企画係	保健事業係

」に

	長寿生きがい課	生きがい振興係	地域包括ケア推進係
	健康づくり推進課	地域企画係	保健事業係

改め、「国保保健事業係」を削る。

別表第2危機管理室の部中第8号を削り、第9号を第8号とし、同表総務部の部総務課情報管理係の項中第6号を削り、同部I T推進課の項を次のように改める。

I T 推進課	企画調整係	(1) I C Tを活用した取組の計画的な推進に関すること。 (2) 自治体システム等の標準化に関すること。 (3) マイナンバー制度に係る調整に関すること。 (4) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく電子証明書に関すること。 (5) 個人番号カード（券面記載事項変更の受付に関するものを除く。）に関すること。 (6) 情報システムのセキュリティ対策に関すること。 (7) 電算処理に係るデータの保護及び管理に関すること。
	システム運用係	(1) 情報システム開発、調整及び管理運用に関すること。 (2) 電算室及び電算機等の管理運用に関すること。 (3) I C Tを活用した取組の管理運営に関すること。

別表第2産業地域振興部の部市民課市民係の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号及び第13号を1号ずつ繰り上げ、同項第14号中「の通知」を「カードの券面記載事項変更の受付」に改め、同号を同項第13号とし、第15号を削り、同部市民課住民登録係の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を削り、同部産業振興課成長支援係の項中第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号を第13号とし、同表人権環境部の部環境企画課生活環境係の項中第3号中「の駆除」を削り、同表福祉こども部の部障害福祉課の項を次のように改める。

障害福祉課	庶務企画係	(1) 障害福祉の施策に関すること。 (2) 障害福祉の計画に関すること。 (3) 障害福祉に係る関係機関との連携に関すること。 (4) 国庫、府事業費等の補助金事務に関すること。 (5) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること。 (6) 自立支援医療に関すること。 (7) 特別障害者手当等の支給に関すること。 (8) 心身障害者扶養共済制度に関すること。 (9) 障害者の権利擁護制度に関すること。 (10) 各種証明に関すること。 (11) 補装具費の支給に関すること。 (12) その他障害福祉の庶務に関すること。
	社会参加推進係	(1) 障害者のコミュニケーション支援事業等に関すること。 (2) 日常生活用具の給付及び貸与に関すること。 (3) 身体障害者団体等に関すること。 (4) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関すること。 (5) その他障害福祉の助成制度に関すること。
	福祉サービス係	(1) 障害者の自立支援に関すること。 (2) 介護給付費等に関すること。 (3) 自立支援協議会に関すること。 (4) 障害支援区分の認定に関すること。 (5) 障害者の相談支援事業その他障害福祉サービスに関すること。 (6) 障害者差別、虐待の防止に関すること。 (7) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定に関すること。 (8) 障害児通所給付費に関すること。 (9) 障害児相談支援給付費に関すること。 (10) 精神障害者の保健及び福祉に関すること。 (11) 精神障害者の関係団体等に関すること。

別表第2福祉こども部の部こども福祉課児童給付係の項中第9号を削り、同表健康長寿部の部健康生きがい課の項を次のように改める。

長寿生きがい課	生きがい振興係	(1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進等に関すること。 (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会に関すること。 (3) 高齢者の生きがい対策事業に関すること。
---------	---------	---

		。 (4) 在宅要介護高齢者対策事業に関すること。 。 (5) 家族介護支援対策事業に関すること。 (6) 一般財団法人宇治市福祉サービス公社に関すること。 (7) 地域福祉センター等の管理及び運営に関すること。 (8) その他高齢者在宅福祉サービスに関すること。
	地域包括ケア推進係	(1) 地域包括支援センターの運営に関すること。 (2) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関すること。 (3) 高齢者の権利擁護制度に関すること。 (4) 老人ホームの入所及び費用徴収額の収納に関すること。 (5) 地域包括ケアの推進に関すること。 (6) 認知症地域支援事業に関すること。
	介護予防推進係	(1) 介護予防に関すること。 (2) 保健衛生思想の普及に関すること。 (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業に関すること。
健康づくり推進課	地域企画係	(1) 保健衛生思想の普及に関すること。 (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）に関すること。 (3) 保健対策に係る総合計画に関すること。 (4) 保健対策に係る連絡調整に関すること。 (5) 食育の推進に関すること。 (6) 健康づくりの推進に関すること。 (7) 休日急病診療所に関すること。 (8) 健やかセンターの管理及び運営に関すること。 (9) 歯科サービスセンターに関すること。 (10) 病院群輪番制病院運営事業に関すること。 。 (11) 献血に関すること。 (12) 感染症及び食中毒に関すること。 (13) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関すること。 (14) その他成人保健に関すること。 (15) 地域保健に関すること。
	保健事業係	(1) 成人及び高齢者の保健事業に関すること。 。 (2) 各種がん・結核検診等に関すること。 (3) 予防接種に関すること。 (4) 特定健診・特定保健指導事業に関すること。

別表第2健康長寿部の部介護保険課給付係の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 在宅介護・医療連携に関すること。

別表第2健康長寿部の部年金医療課後期高齢者医療係の項中第4号を削り、同部国民健康保険課国保保健事業係の項を削り、同表建設部の部用地課用地係の項に次の1号を加える。

(16) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成

30年法律第49号）に基づく事務に関すること。

別表第2都市整備部の部歴史まちづくり推進課拠点整備係の項第3号及び歴史まちづくり推進課文化財保護係の項第3号中「（仮称）」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（揭示済）

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第14号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

（宇治市防災規則の一部改正）

第1条 宇治市防災規則（昭和38年宇治市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、理事」を「、理事、技監」に改める。

（宇治市財務規則の一部改正）

第2条 宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第8中

「健康生きがい課長」を「長寿生きがい課長」に改める

健康生きがい課長 長寿生きがい課長
健康づくり推進課長

」

。

（宇治市環境保全連絡調整会議設置規則の一部改正）

第3条 宇治市環境保全連絡調整会議設置規則（昭和57年宇治市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「健康生きがい課長」を「長寿生きがい課長」

健康生きがい課長 長寿生きがい課長
」

に改める。

（宇治市土地利用対策審議会規則の一部改正）

第4条 宇治市土地利用対策審議会規則（昭和58年宇治市規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表中「健康生きがい課長」を「長寿生きがい課長」

健康生きがい課長 長寿生きがい課長
」

に改める。

（宇治市職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第5条 宇治市職員の管理職手当に関する規則（昭和59年宇治市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「、理事」を「、理事、技監」に改め、同項第8号中「、総括指導主事」を「、教育ICT推進室長、総括指導主事」に改める。

（宇治市高齢化対策推進会議設置規則の一部改正）

第6条 宇治市高齢化対策推進会議設置規則（平成元年宇治市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、健康長寿部健康生きがい課」を「、健康長寿部長寿生きがい課」に改める。

（宇治市電子計算機処理の管理及び運営に関する規則の一部改正）

第7条 宇治市電子計算機処理の管理及び運営に関する規則（平成6年宇治市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「健康生きがい課」を「長寿生きがい課・健康づくり推

進課」に改める。

（宇治市公印規則の一部改正）

第8条 宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 を

4 の 2	古 印 体	縦 4 横 6	宇 治 市	住民基本台帳カード及び個人番号カード並びに在留カード及び特別永住者証明書専用	市民課 長	2
-------------	-------------	------------------	-------	--	----------	---

「 に

4 の 2	か い 書	縦 4 横 6	宇 治 市	個人番号カード専用	I T 推 進課長	1
4 の 3	か い 書	縦 4 横 6	宇 治 市	住民基本台帳カード並びに在留カード及び特別永住者証明書専用	市民課 長	2

、「健康生きがい課生きがい振興係」を「長寿生きがい課生きがい振興係」に、

「 を「 に改める

健康生きがい課長	長寿生きがい課長
----------	----------

。
（宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第9条 宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成19年宇治市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6級の項中「、総括指導主事」を「、教育ICT推進室長、総括指導主事」に改め、同表の8級の項中「危機管理監」を「危機管理監、市長公室長、技監」に改める。

（宇治市都市経営戦略推進本部設置規則の一部改正）

第10条 宇治市都市経営戦略推進本部設置規則（平成31年宇治市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「理事」を「理事 に改め、別表第2中「健康生きがい課長」を「長寿生きがい課長 健康づくり推進課長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（揭示済）

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第15号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の

一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則（平成14年宇治市規則第20号）の一部を次のように改正する。

本則中第3号を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市福祉に関する事務所の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第16号

宇治市福祉に関する事務所の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

宇治市福祉に関する事務所の長に対する事務委任規則（昭和46年宇治市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中第18号を第19号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

⑫ 法第55条の8第1項に規定する被保護者健康管理支援事業の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第34号

宇治市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱を、次のとおり定める。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者の運転による交通事故の抑制を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納の推進を支援する事業（以下「支援事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であつて、法第92条の2に規定する有効期間内にあるものをいう。
- 自主返納 法第104条の4第1項の規定により全ての運転免許の取消しを申請し、法第107条第1項の規定により運転免許証を返納することをいう。

（対象者）

第3条 支援事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 自主返納した日及び第5条の規定による申請の日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者
- 令和3年4月1日以降に運転免許証を自主返納した者
- 自主返納した日において満65歳以上である者

（支援事業の内容）

第4条 市長は、前条に規定する対象者に対し、予算の範囲内において2,000円に相当する額（保証金に相当する額を含む。）の西日本旅客鉄道株式会社が発行する交通系ICカード（以下「交通系ICカード」という。）を交付する。

2 前項の規定による交付は、1人につき1回限りとし、再交付をしない。

（申請）

第5条 交通系ICカードの交付を受けようとする者は、自主返納した日から起算して1年以内に、宇治市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（別記様式）に道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する申請による運転免許取消通知書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、交通系ICカードの交付の適否を審査し、当該交付を決定したときは、当該交通系ICカードを交付する。この場合において、当該交付をもつて当該決定の通知をしたものとみなす。

（返還）

第7条 市長は、前条の規定により交通系ICカードの交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該交付を受けたと認めるときは、当該交付を受けた交通系ICカードの額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

宇治市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

年 月 日

宇治市長宛て

交通系ICカードの交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	住 所	電 話 番 号	
	氏 名	生 年 月 日	年 月 日
自主返納日	年 月 日	自主返納時の年齢	満 歳

（揭示済）

宇治市告示第35号

宇治市口座振替納付手続及び収納事務取扱要領の一部を改正する要領を、次のとおり定める。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市口座振替納付手続及び収納事務取扱要領の一部を改正する要領

宇治市口座振替納付手続及び収納事務取扱要領（昭和52年宇治市告示第69号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「記録をいう」を「記録をいう。以下同じ」に改める。

第9条を次のように改める。

（納付書等の送付）

第9条 市長は、口座振替による納付については、納付書等を取りまとめ店（指定金融機関等の店舗のうち、当該金融機関の口座振替による公金の収納の事務の取りまとめをする店舗をいう。以下同じ。）に振替日の5営業日前までに送付するものとする。

2 取りまとめ店は、前項の納付書等の送付を受けたときは、直ちに当該納付書等を取扱店に送付するものとする。

3 市長は、第1項の送付をデータ伝送方式（電子情報処理組織の通信回線を利用して電磁的記録を送信する方式をいう。以下同じ。）により行う場合は、同項の納付書等に係る電磁的記録を取りまとめ店が指定する日までに送信するものとする。

第12条を次のように改める。

（振替不能に係る報告書等の送付）

第12条 取りまとめ店又は取扱店は、口座振替が不能となつたときは、その理由を記入した報告書等を振替日後3営業日以内に市長に送付するものとする。

2 取りまとめ店は、前項の送付をデータ伝送方式により行う場合は、同項の報告書等に係る電磁的記録を振替日後3営業日以内に市長に送信するものとする。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

第13条 取りまとめ店又は取扱店は、領収証書等を振替日後3営業日以内に市長に送付するものとする。

2 取りまとめ店は、前項の送付をデータ伝送方式により行う場合は、同項の領収証書等に係る電磁的記録を振替日後3営業日以内に市長に送信するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第4条、第13条関係）

口座振替により収納できる公金及び領収証書の処理方法

種別	処理方法
市・府民税、固定資産税及び都市計画税（これらのうち随時課税分を除く。）	市長は、最終納期振替後、領収証書に代えて別に定める期別口座振替納付済通知書（第1期の納期に当該納期後の全ての納期に係る納付額を口座振替した場合は、別に定める前納口座振替納付済通知書）を納付義務者宛てに送付する。
軽自動車税（種別割）（随時課税分を除く。）	市長は、領収証書に代えて別に定める軽自動車税口座振替済通知書（車検用証明書兼用）を納付義務者宛てに送付する。
墓園管理料、放課後児童健全育成事業学童保育協力金、奨学資金貸付金返還金、保育所保育料及び公立保育所給食費、老人措置費自己負担金並びに市営住宅使用料及び市営住宅共益費	市長は、納付者からの申出があつた場合、領収証書又は領収証書に代えて口座振替納付済通知書を送付する。
介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料	市長は、領収証書に代えて、期間ごとに取りまとめて振替済通知書を納付者宛てに送付する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第36号

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示を、次のとおり定める。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示

（宇治市予防接種健康被害調査委員会設置要綱の一部改正）

第1条 宇治市予防接種健康被害調査委員会設置要綱（昭和53年宇治市告示第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「健康長寿部健康生きがい課」を「健康長寿部健康づくり推進課」に改める。

（宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会設置規程の一部改正）

第2条 宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会設置規程（平成5年宇治市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、健康長寿部健康生きがい課」を「、健康長寿部長寿生きがい課」に改める。

（宇治市老人ホーム入所判定委員会設置規程の一部改正）

第3条 宇治市老人ホーム入所判定委員会設置規程（平成5年宇治市告示第147号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、健康長寿部健康生きがい課」を「、健康長寿部長寿生きがい課」に改める。

（宇治市文書区分等に関する要綱の一部改正）

第4条 宇治市文書区分等に関する要綱（平成10年宇治市告示第56号）の一部を次のように改正する。

別表の第4の部第1項第2号ア（ク）中

「

健康生きがい課	4500100	健康
---------	---------	----

」を

「

長寿生きがい課	4500130	健長
健康づくり推進課	4500150	健推

」に改める。

（地域包括支援センター運営協議会設置規程の一部改正）

第5条 地域包括支援センター運営協議会設置規程（平成17年宇治市告示第144号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、健康長寿部健康生きがい課」を「、健康長寿部長寿生きがい課」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第37号

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱

中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成16年宇治市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「、令和3年3月31日」を「、令和4年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第38号

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

中小企業融資利子補給金交付要綱（平成12年宇治市告示第95号）の一部を次のように改正する。

別表中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第51号

放置自動車等の廃物認定について

次の放置自動車等について、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第14条第2項の規定により廃物の認定をしたので、同条第3項の規定により告示します。

令和3年4月22日

宇治市長 松村 淳子

車 種	塗 色	自動車登録番号等 （車台番号）	放 置 場 所
三菱 ミニキャ ブバン	白色	京都480 こ1343 （U61V-03031 03）	広野町中島16番地 の32地先 （準用河川名木川）

（揭示済）

宇治市告示第57号

近鉄伊勢田駅前自転車等駐車場の使用料の収納事務の委託について

令和3年4月1日付けで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、近鉄伊勢田駅前自転車等駐車場の使用料の収納事務を、次の法人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年5月14日

宇治市長 松村 淳子

所在地 大阪府北区曽根崎新地2丁目5番3号

堂島TSSビル5階

名 称 株式会社駐輪サービス

代表者 代表取締役 菰原 節二

訓 令 甲

宇治市訓令甲第2号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を、次のとおり定める。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（宇治市職員の職務名に関する規程の一部改正）

第1条 宇治市職員の職務名に関する規程（昭和44年宇治市訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第30号を第31号とし、第5号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 技監

（宇治市庁議等に関する規程の一部改正）